

令和6年度第4回名張市及び伊賀南部環境衛生組合入札等監視委員会 概要

第1 日時 令和7年2月26日（水）午前10時から午前11時30分

第2 場所 名張市役所 庁議室

第3 出席者

委員 村上 眞吾 （司法書士 桔梗が丘司法書士事務所）
長谷川 明世 （行政書士 長谷川行政書士事務所）
廣野 一三 （税理士 TKC全国会会員 税理士法人アチーブメント三重事務所）
吉山 知代 （弁護士 楠井法律事務所）
立神 靖久 （教授 近畿大学工業高等専門学校）

事務局 （名張市）

公共施設マネジメント担当部長 契約検査室長 契約検査係長 契約検査室員
（伊賀南部環境衛生組合）
総務室長

第4 内容

1 議事

（1）契約状況の報告について

①名張市

対象期間 令和6年10月1日～令和6年12月31日

条件付き一般競争入札	61件
随意契約	56件
変更契約	24件
合計	141件

②伊賀南部環境衛生組合

対象期間 令和6年10月1日～令和6年12月31日

条件付き一般競争入札	9件
随意契約	8件
変更契約	2件
合計	19件

(2) 抽出事案の審議について

①伊賀南部クリーンセンターごみ処理施設定期修繕（後期）
（条件付き一般競争入札 伊賀南部環境衛生組合 業務室）

質問	回答
クレーンの修繕は何年ごとに行いますか。	毎年行います。
前期と同様に1者しか入札に参加していないが、対処できる事業者が限られているのでしょうか。	お見込みのとおりです。
来年度も同等の予算で行いますか。	今回の工期の中で最もコストがかかっているのがごみ処理施設の2号炉の触媒フィルターです。来年度は1号炉の触媒フィルターを交換する予定であり、同等の予算です。再来年度にはもう少しコストを抑えることができる見込みです。
発注は前期と後期に分かれているが全体の工期は4月から翌年の3月までの1年間で、年度は跨いではいませんか。	全体工期は1年間で年度を跨いではいません。
前期と後期に分けているのはなぜですか。1本の発注としない理由は何ですか。	前期の修繕を行っている間に後期の修繕の発注を準備していますが、当初から予定していた修繕箇所以外にも日々のメンテナンスで見えてくる劣化状況を考慮し、追加で修繕を行う個所も出てくるため、1本の発注とせず前期・後期に分けています。

②南部つつじが丘処理場No.1-1沈殿槽汚泥掻寄機更新工事
（条件付き一般競争入札 上下水道部 下水道維持室）

質問	回答
高額の場合で2者しか参加がなかったがかなり特殊な工事なのでしょうか。	特殊な工事で、実績のある事業者がなかなか見つからない状況です。今回参加いただいた2者に加えて過去の実績がある事業者を含めた3者の見積を取ったが参加いただいたのは2者でした。
入札参加の条件として過去10年以内の実績というのは何か法律等で決められているのでしょうか。	名張市の条件付き一般競争入札運用基準で定めている内容がベースとなっています。
供用開始から45年が経ったと報告がありましたが、今回更新工事をすれば次の更新もまた数十年後になるのでしょうか。	今回工事をした南部つつじが丘処理場がある南部地区には、将来的に南部浄化センター（仮）を建設する計画となっており、その供用開始まで現在の処理場を維持するための改修となっています。

今回の工事の件名に「No.1-1」という記述があるということは他にも同様の施設があるのでしょうか。	No.1-2があります。令和5年度にはNo.1-2の工事を行いました。
---	-------------------------------------

③市道田井中講田線（田井中橋）歩道拡幅工事

（条件付き一般競争入札 都市整備部 道路河川室）

質問	回答
入札金額が全て同額ですが落札者の決定はくじ引きですか。	くじ引きにより決定しています。
工事の種類が鋼構造物工事となっていますが、市内でこの業種登録をしているのは何者いますか。	確認します。 ※委員会終了後に確認。市内業者で鋼構造物工事の業種登録をしている特定建設業の許可を受けているのは「10者」でした。

④市道桔梗が丘61号線歩道整備工事

（随意契約 都市整備部 維持管理室）

質問	回答
今回の歩道整備工事と施工箇所が重複しており、本案件が随意契約となる要因となった同調工事（上下水道部の水道管更新工事）は一般競争入札ですか。	一般競争入札です。
水道管更新工事の対象範囲の中には他にも歩道があるようですが同調工事は行わないのですか。	対象範囲には令和4年度及び5年度で工事済の箇所や令和7年度で工事を予定している箇所もあります。 上下水道部の水道管更新工事は今年度で終了してしまうため、令和7年度の歩道整備工事は同調工事を行うことができず、単独で一般競争入札を行う予定です。
水道管更新工事と都市整備部の工事を同調させて工事を行う方が、金額面でも有利であり、工事中の交通規制期間も一括で済むため地元の方が不便になる期間も短く済むのであれば、もっと連携をとるべきではないのですか。	工事を実施するための予算に限りがあるため、水道管更新工事の範囲に歩道整備工事が同調しきれませんでした。 予算取りも工事の計画も各部局単位となっていますが、今後は、部局を渡って情報を共有して経費の削減に努めます。
本工事は地元からの要望により行ったのですか。	地元からの要望の他、桔梗が丘東小学校の通学路安全プログラム会議でも同様のご意見がありました。通学路安全プログラム会議はPTA、学校、道路管理者、警察、地域で構成されており、年に1回、通学路の安全点検を実施することで危険箇所を抽出し、優先的に工事の対象としています。

⑤橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託

(随意契約 都市整備部 維持管理室)

質問	回答
この業務委託は、「施工体制の確保に関する推進協議会」が「発注者支援機関」として認定された者でなければ受注できないのでしょうか。	橋梁の点検は5年に1回と法律で決まっています。点検自体も専門性が高く、一般競争入札により委託業者を決定する場合は、入札参加資格で事業者を絞ることになりますが、本当に高度な専門技術に長けているのかが疑問となります。 本案件は「発注者支援機関」に認定されてなければ受注することができないという訳ではありませんが、建設技術センターは「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、「発注者支援のための発注関係事務を適切に実施することができる者」として認められた団体であり、自治体からの業務実績もある等の理由から随意契約をしています。
受注している団体は外部に再委託はしていますか。	再委託はしていません。
見積徴収業者は受注者と同じですか。	同じです。
点検した結果、補修が必要な箇所はどれくらいあったのでしょうか。	令和元年から令和5年で修理対象となったのは約20橋です。その内、まだ修繕作業が完了していないのが1橋あります。

(3) その他

次回開催は令和7年5月28日(水)午前10時に決定。